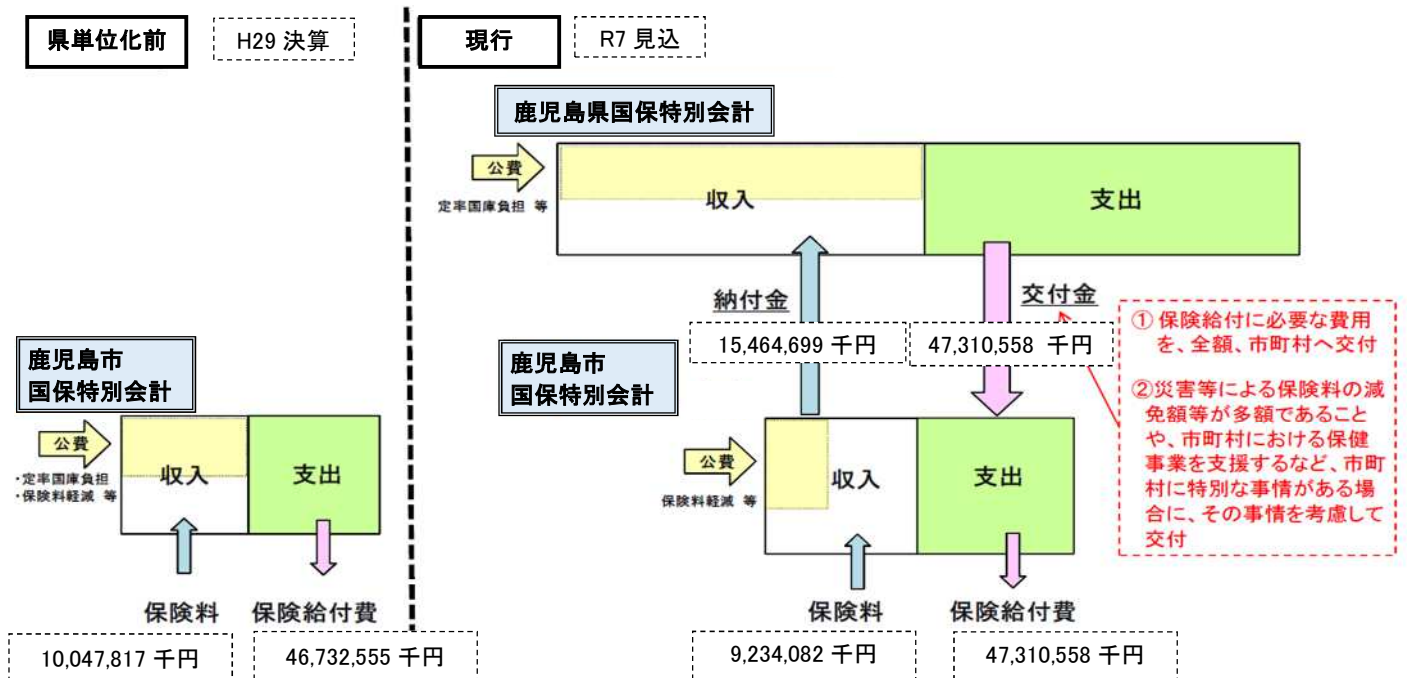


令和7年度国保事業費納付金・標準保険料率(本算定)と本市の7年度の税率(案)

現行の国保財政の仕組み(イメージ)



● 令和7年度国保事業費納付金・標準保険料率(県による本算定の結果)

(1) 国保事業費納付金

被保険者数の減や高額療養費制度の見直しに伴う保険給付費の減等により、前年度より 8.6 億円 (5.3%) の減

区分	R7年度	R6年度	増減
医療給付費分	11,132,574 千円	11,954,643 千円	▲822,069 千円
後期高齢者支援金等分	3,326,825 千円	3,366,574 千円	▲39,749 千円
介護納付金分	1,005,300 千円	1,005,705 千円	▲405 千円
合計	15,464,699 千円	16,326,922 千円	▲862,223 千円

(2) 標準保険料率(国保事業費納付金を賄うための保険料率)

国保事業費納付金の減に伴い、5つの区分で前年度より減となったが、現行税率は、7つの区分で標準保険料率より低いことから、同納付金を賄うために一般会計からの法定外繰入金が必要となる。

区分		R7 標準保険料率 ①	R6 標準保険料率 ②	現行(R6 税率) ③	増減 ①-②	現行とR7 標準との差 ③-①
基礎課税額(医療分)	所得割額	8.16%	8.76%	8.00%	▲0.60%	▲0.16%
	均等割額	34,904 円	37,547 円	21,000 円	▲2,643 円	▲13,904 円
	平等割額	22,610 円	24,592 円	23,300 円	▲1,982 円	690 円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	3.00%	2.99%	2.60%	0.01%	▲0.40%
	均等割額	12,594 円	12,475 円	6,200 円	119 円	▲6,394 円
	平等割額	8,158 円	8,171 円	7,100 円	▲13 円	▲1,058 円
介護納付金課税額	所得割額	2.55%	2.50%	2.40%	0.05%	▲0.15%
	均等割額	12,724 円	12,697 円	7,400 円	27 円	▲5,324 円
	平等割額	6,332 円	6,419 円	6,400 円	▲87 円	68 円

● 本市の7年度の税率(案)

本市国保を安定的に運営していくために、国や財政運営の責任主体である県の方針に基づき、国保税の税率改定を行う。

(1) 税率改定の必要性

- ① 国保において、保険給付(医療)にかかる費用は、一般会計からの法定外繰入金に依存することなく、国保税や国費等で賄うのが原則ですが、本市国保は、多額の法定外繰入金に依存し、平成21年度から税率を据え置いてきました。
- ② 高齢化や医療の高度化等により、1人当たり医療費が年々増加する中、税率を据え置いてきた結果、32億円(令和5年度決算)の累積赤字を抱えるなど、本市国保は非常に厳しい財政状況にあります。
- ③ このような中、近年、国や県は、国保財政の健全化に向けた取組を強化してきており、国は、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定したほか、県は、令和6年3月に「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」を策定し、令和10年度までに法定外繰入金(決算補填等目的)の解消を目指すとともに、保険料水準の統一に向けた取組を進め、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ国保税となる「完全統一」を目指すこととなりました。(完全統一は、早くて令和15年度)

(2) 税率改定の基本的考え方

- ① 令和7年度の税率は、県から示された標準保険料率と現行税率の差を7割縮小する。  
(区分毎に現行税率が標準保険料率を上回っている場合は、標準保険料率に合わせる。)※端数処理あり  
(改定した場合でも、令和7年度は、法定外繰入金(決算補填等目的)を解消できない見込。)
- ② 子育て世帯の負担軽減のため、子どもの均等割額の減免(5/10)の対象者を本市独自に拡充する。  
(令和6年度:未就学児 ⇒ 令和7年度:小学生以下)

(3) 本市の7年度の税率(案)

区分		R7 標準保険料率 ①	R6 税率 ②	R7 税率(案) ③	増減 ③-②	標準保険料率との差 ③-①
基礎課税額(医療分)	所得割額	8.16%	8.00%	8.11%	0.11%	▲0.05%
	均等割額	34,904 円	21,000 円	30,700 円	9,700 円	▲4,204 円
	平等割額	22,610 円	23,300 円	22,600 円	▲700 円	▲10 円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	3.00%	2.60%	2.88%	0.28%	▲0.12%
	均等割額	12,594 円	6,200 円	10,700 円	4,500 円	▲1,894 円
	平等割額	8,158 円	7,100 円	7,800 円	700 円	▲358 円
介護納付金課税額	所得割額	2.55%	2.40%	2.51%	0.11%	▲0.04%
	均等割額	12,724 円	7,400 円	11,100 円	3,700 円	▲1,624 円
	平等割額	6,332 円	6,400 円	6,300 円	▲100 円	▲32 円

<参考>モデル世帯における国保税の試算(年額)※減免適用前

	R7 標準保険料率 ①	R6 税率 ②	R7 税率(案) ③	増減 ③-②	標準保険料率との差 ③-①
給与所得 200 万円 40 代夫婦、中学生 1 人、 小学生 1 人	417,100 円	332,300 円	391,400 円	59,100 円	▲25,700 円
年金所得 100 万円 65 歳以上の夫婦	126,400 円	102,700 円	119,200 円	16,500 円	▲7,200 円